

令和7年度沖縄県貸切バス活用支援事業における登録事業者取扱要領

(趣旨)

第1条 沖縄県貸切バス活用支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第1項の規定に基づく、登録事業者の取扱については、この要領の定めるところによる。

(申請)

第2条 沖縄県貸切バス活用支援事業（以下「本事業」という。）の補助事業者に登録を希望するバス事業者は、次のとおり、登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請期限 令和8年1月5日から令和9年3月31日まで
ただし、申請期限までに申請することが出来ない特別な理由があり、知事が認めた場合に限り、申請期限を越えて申請することができる。
- (2) 申請先 沖縄県貸切バス活用支援事業登録事務局（沖縄県バス協会）
住所：那覇市久茂地1丁目2番地28号 よなみねビル3階
電話：098-867-2316

(3) 申請書類

- ア 登録申請書
- イ 誓約書
- ウ 一般貸切旅客自動車運送事業にかかる許可（認可）書の写し（最新又は直近の許可（認可）書の写し）
- エ ウの許可（認可）書を受けた際の申請書の写し

2 前項(3)の規定に関わらず、沖縄県バス協会の会員については、ウ及びエの書類を省略することができる。

(公表)

第3条 沖縄県貸切バス活用支援事業事務局は、前条の登録申請書の確認を行い、交付要綱に基づき、本事業の補助事業者に該当すると判断したときは、本事業の登録事業者として、ホームページ上で公表するものとする。

(登録事業者の変更)

第4条 本事業の登録事業者となった貸切バス事業者において、名称、所在地等を変更した場合は、速やかに、第2条の規定を準用し、変更申請書を提出するものとし、沖縄県貸切バス活用支援事業事務局は、書類等を確認のうえ、登録内容を変更するものとする。

(登録事業者の取消)

第5条 本事業の登録事業者となった貸切バス事業者において、法令、交付要綱、誓約書等に違反し、知事が本事業の補助事業者にふさわしくないと判断したときは、沖縄県貸切バス活用支援事業事務局において、速やかにホームページ上で公表するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、沖縄県貸切バス活用支援事業の登録事業者に関する必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。